

IV. 人工知能と知的財産権の変革

楊 延超*

要約：人工知能（AI）は我々の生活に深い影響を及ぼしている。AIが文学・芸術の創作分野に幅広く応用された結果、創作の主体には人と企業のほか、さらに「AI」が加えられた。AIは自己学習と自己決定能力を持っているため、従来の「道具論」でいう「道具」と区別されることができる。AIの「発明」も創造も、簡単にはAIの発明者に帰属させることができない。また、知的財産権保護におけるAIの幅広い応用によって、従来では制御できなかったような、知的財産権の客体であるところの「知的成果」の制御が可能になっている。これによって、知的成果に対する「占有」、「使用」、「収益」、「処分」の方法が変化している。その結果、AIは知的財産権の主体と客体の進化を促すとともに、知的財産権の権利特徴を以下のように変化させている。つまり、知的財産権は人格権と財産権を兼ね備えた二元的な権利から、より財産的な属性が強調される一元的な権利へと移行すること。知的財産権は「推定された」権利から「確定された」権利に移行すること。知的財産権の保護方式は法的保護から技術的保護に移行すること。知的財産権の損害賠償計算方法は自由裁量からアルゴリズムモデルによる計算に移行すること。

キーワード：人工知能（AI）、知的財産権

一. 問題の提起

現在、AIは文学や芸術の創作分野において、ロボットによる文章、絵画及び音楽の創作など、さまざまな場面に幅広く応用されている。また、科学発明の分野においてもAIがすでに活躍している。2018年から、米国ミズーリ州の

*楊延超、中国社会科学院法学研究所研究員、科学技術と法研究センター主任、中国社会科学院大学教授。

AI 専門家 Stephen Thaler 氏とそのチームが開発した「DABUS」と呼ばれるロボットは、デザインの達人として知られている。DABUS は現時点で、主に 2 件の発明を完成した。1 つは、障害者が装着する義肢やロボットのアームでも容易に持ち上げるように設計された、フラクタル状の輪郭を有する飲料容器である。もう 1 つは「Neural Flame」と呼ばれる、強化された注目を引き付ける装置〔訳注：識別しやすいように特殊なパターンで発光する信号機〕に関する発明である⁽¹⁾。ロボットが発明したとする出願の対応に関して、理論界でも実務界でもなお議論がされている。上記 2 件の発明の出願は、イギリス、EU、アメリカで拒絶されたが、南アフリカで認められた⁽²⁾。

中国でも AI 作品に関する知的財産権をめぐる論争が続き、これらの問題に対して裁判官の判断も統一されていない状況になっている。「深センテンセント（騰訊）と上海盈信による著作権侵害紛争，不正競争紛争事件」の判決で、裁判官は係争作品について著作権が成立すると認めた⁽³⁾。しかし、「北京菲林弁護士事務所と百度網訊による権利侵害作品の署名権紛争事件」控訴審判決⁽⁴⁾で、裁判官は AI が作った作品について著作権は成立しないと判示した。

それだけでなく、知的財産保護分野においても AI 技術が広く応用されるようになった。アルゴリズムモデルに依存する技術的保護措置によって、権利者は作品の流通と利用を完全にコントロールすることができるようになった。知的財産権侵害訴訟においても、知的財産権の侵害立証及び侵害判断では、AI が非常に重要な役割を果たしている。

では、AI が創作分野や知的財産保護分野に幅広く応用されるにつれて、知的財産権はどのように変化するのか？ 誰が知的財産権の主体になるのか？

(1) Erika K. Carlson, *Artificial Intelligence Can Invent But Not Patent—For Now*, [J]. Engineering, 2020, 6 (11) : 20-24.

(2) 2021年7月28日，南アフリカ知的財産庁は Dabus の特許出願を認めた。Dabus. FOOD CONTAINER AND DEVICES AND METHODS FOR ATTRACTING ENHANCED ATTENTION : South Africa, 2021/03242 [P]. 2021-07-28を参照。

当該特許出願では、Dabus が発明者として認められ、「該当発明は AI によって自主的に作り出された」と指摘している。AI である Dabus を発明者・所有者として、スティーブン・テイラーは特許の権利者であると認められた。

(3) (2019) 粵0305民初14010号民事判決文書。

(4) (2019) 京73民終2030号民事判決文書。

機械学習とアルゴリズムモデルが知的財産権保護分野に幅広く応用されることは、知的財産権制度にどのような影響を及ぼすのか？ AI の時代に、知的財産権の概念的変革の方向と行方はどこか？ これらの課題を早急に解決する必要がある。

二. AI の創作活動への参与は知的財産権主体の変化を促す

AI の時代において、AI が科学や文学・芸術の成果創造に広く参与する際に、具体的な状況が2つに分けられる。1, AI が独自の意思決定で創造を完成する。2, マン・マシン・コラボレーションによる創造。

1 AI が独立に創作した場合、作者の身分について

目下、AI が独立で知的財産権を創作する際の主体の認定に関して、おおむね3つの学説があげられる。第1に、AI の発明者を知的財産権の主体と認定する説⁽⁵⁾。第2に、機械学習素材に使用された知的財産権所有者をAI 作品の権利主体と認定する説。第3に、AI を擬制主体として設定し、その創作の権利主体とみなす説⁽⁶⁾。

ただ、AI の発明者が作品に著作権を有すると主張する学説は、AI とAI の創作物を混同したきらいがある。発明者は自分が作ったAI に対して確かに知的財産権を有するが、AI 生成物はAI の産物であり、AI の発明者による直接的な産物ではない。AI とAI 生成物との違いは、発明者は自分が作ったAI の具体的なアルゴリズムをはっきりと把握しているが、AI 生成物はアルゴリズムやビッグデータ、機械学習に基づき最終的に完成されたものであるため、発明者が完全にそれをコントロールし、且つ把握することは困難であるという点にある。AI 生成物に対する知的財産権（精神的権利を含む）などを発明者に付与すると、誤った社会的評価効果が生じ、発明者の技術力と文学的素養を混同する恐れがある。また、機械学習に用いられた資料の権利者をAI 作品の権利主体とする学説は、前述の学説より機械学習プロセスに着目しているが、これは機械創作物と学習素材を混同しているきらいがある。AI 作品の創作スタイル

(5) Darin Glasser, "Copyrights in Computer-generated Works : Whom, If Anyone, Do We Reward?", Duke L. & Tech. Rev. 24 (2001).

(6) DRAFT REPORT with recommendations to the Commission on Civil Law Rules on Robotics (2015/2103 (INL)) を参照。

は機械学習の資料に大きく関連することは否めないが、AI発明者が作成したアルゴリズムの影響も無視できない。そのため、この学説は作品生成におけるAI発明者の役割を明らかに無視している。さらに重要なのは、機械学習用に用いられた資料の量が膨大である可能性もあり、その大量のデータの権利者を集計することはほぼ不可能である。このように、機械学習用資料の権利者にAI生成物の著作権を帰属させることは、実質的にAI生成物の著作権帰属を未知の範疇に追い込んでしまうおそれがある。

これと比べるなら、AI（ロボット）を法的擬制主体とする学説については、検討し続ける余地がある。「法人」を法的擬制主体とした立法面の実情から見ると、擬制主体説は主に利益分配の課題を解決することができる。実際、AIを法的擬制主体とすることによって、次のような3つの効果を発揮することができる。すなわち、1、AI作品をめぐる外部の法律関係を明確にし、AI作品の管理とライセンスを法規制の対象にすること。2、AI作品をめぐる内部の法律関係を明確にし、AIの発明者、投資者及びAI代理人の間の関係を明確にすること。3、AI（ロボット）が自分の創作成果に対する知的財産権を占有し、AIとAI発明者の法的人格を区別することを容易にすることによって、知的財産権の社会的評価機能を正しく発揮させること。

2 マン・マシン・コラボレーションの下での「独創性」の再評価と考慮

ロボットが独立で創作するほか、マン・マシン・コラボレーションも常態になりつつある。現在のスマートフォンの撮影機能はすでにマン・マシン・コラボレーションの特徴を呈しており、フォーカス、色塗り、美肌機能などまですべて機械で行われている。ショートビデオの撮影についても、人は機械にどのような動画が必要かを指示するだけで、ほかに多くの作業はアルゴリズムに任せられる。マン・マシン・コラボレーションの場面では、知的財産権の主体も大きく変化している。その典型的な現象の一つとして、技能の代替現象が発生している。AIを介すれば、絵や彫刻のスキルがなくても、マン・マシン・コラボレーションを通じて優れた作品を作ることができるようになった。マン・マシン・コラボレーションの中で、AIは人間の指令と意図を理解し、搭載されているアルゴリズムとデータに基づいて創作を完成する。AIを介して、誰もが芸術家や発明者になる可能性があり、創作者の想像力は最大限に引き出されている。

創作者の想像力の評価は、現行の知的財産権法では扱われていない問題であ

る。現行の知的財産権法は「新規性」、「創造性」などの概念を以て知的成果を評価している。『著作権法』では、作品が「独創的」なものであることが要求され、剽窃やありふれた文言の表現は著作権保護の対象外とされている⁽⁷⁾。科学技術創作活動において、『特許法』は、発明創造に「新規性」、「創造性」、「実用性」などの特徴を併せ持つてこそ、特許権の客体となり得る⁽⁸⁾。また、これらの特徴によって、実質的に新しい特許を「先行技術」と区別する。逆に、ある発明が「先行技術」の範囲内と認められた場合、権利者がその発明創造に対して特許保護を求めることは法律に支持されない⁽⁹⁾。

AIの時代、「新規性」と「創造性」などの概念についても再解釈がなされる。AIを介する発明創作は難しくなく、AIはその発明創作と先行技術との違いを計算することさえできる。無論、その違いはまさに人間の想像力の貢献が反映されるといえるだろう。想像力の貢献の度合いを正確に評価するには「アルゴリズム控除法」という原則を適用することが必要である。すなわち、発明からAIアルゴリズムによる貢献の部分を差し引いて、最終的に人間の創造力の貢献の度合いを得ることになる。人間の想像力を駆使した知的成果であればあるほど、知的財産法で保護される可能性が高くなる。

三. AIの知的財産権保護への応用は、知的財産権の客体の変化を促す

1 AIは知的財産保護に幅広く応用される

(1) ニューラルネットワークモデルによる知的成果の管理と保護

NLP（自然言語処理）、CNN（畳み込みニューラルネットワーク）などのニューラルネットワークモデルは、すでに知的財産権管理と保護の分野に広く応用されている。AIモデルを介して、知的成果の無断利用と伝達が禁止される。有料で利用する場合でも、技術によって、成果物の使用時間、範囲、方式などを含む知的成果の利用について精緻化した管理が行われている。同時に、NLPに基づく自然言語処理、CNN（畳み込みニューラルネットワーク）は作品の権利侵害の有無を効率的に認定することができる。例えば、Wechat パブリッ

(7) 中国著作権法第3条、著作権法実施条例第2条を参照。

(8) 中国專利法第22条を参照。

(9) 中国專利法第62条を参照。

クラウドプラットフォームの場合、公開された作品が権利侵害をしているかどうかを評価し、権利侵害の恐れがある場合、その作品の公開を禁止することができる。

(2) ブロックチェーン技術による知的財産権のオリジナル性認定と権利侵害の証拠提出

長い間、知的成果はその無形性という特徴ゆえに、権利侵害の証拠収集が困難という問題が存在している。権利者は権利保護のコストに配慮して最終的に権利保護を放棄する場合がある。しかし、ブロックチェーンをはじめとする新たな技術は知的財産権をめぐる紛争の挙証に広く応用され、挙証のインテリジェント化が大きく推進し、証拠収集の難易度を大幅に下げることができた。ブロックチェーンは本質的に脱中心化された分散型の台帳管理方式であるため、証拠のハッシュ値をブロックチェーンに格納することによって、改ざん不可能な論理を構築することができる。この論理に基づいて、ブロックチェーン証拠収集は、知的財産権のオリジナル性認定と権利侵害に関する証拠収集に広く応用されるようになった。ブロックチェーンによる証拠提出のメリットについては、中国の最高人民法院（最高裁判所）もその司法解釈においてブロックチェーン証拠提出の効力をさらに明確にした⁽¹⁰⁾。ブロックチェーン証拠収集は知的財産権をめぐる証拠収集のインテリジェント化を始めただけでなく、AIアルゴリズム力の向上に伴い、より多くの技術が知的財産権に関する証拠収集と保護に応用されるだろう。

(3) ディープラーニングモデルに基づいて、知的財産権の価値評価と賠償額の算出を行うことができる

無形資産としての知的財産の評価は、知的財産権侵害事件の大半で法定損害賠償の適用を余儀なくされるほど、その適用には常に難題があった。知的財産権保護を強化するため、中国知的財産権法の改正は法定賠償額を全面的に引き上げた。例えば、改正された「著作権法」が法定賠償を500万元までに引き上

(10) 「最高人民法院关于互联网法院审理案件若干问题的规定（インターネット裁判所が事件を審理する若干問題に関する最高人民法院の規定）」第11条第2項、「最高人民法院关于加强著作权和与著作权有关的权利保护的意見（著作権の強化と著作権に関する権利保護に関する最高人民法院の意見）」第2条を参照。

げている⁽¹¹⁾。しかし、裁判官の経験には限界があり、同じような事実関係でも判断が異なることがある。一方、ディープラーニングに基づくアルゴリズムモデルの導入によって、当該課題の効果的な解決が期待できる。アルゴリズムモデルは自然言語処理とディープニューラルネットワークを組み合わせることによって、すべての類似したケースまたは最も類似したケースを効果的に分析し、裁判官を効率的に判決に導くことができる。

2 AIの応用に基づく知的成果（知的財産権客体）の法的属性の変化

AI技術は制御不可能だった知的財産権を制御可能な財産に変えている。その結果、その法的属性は次の通りに大きく変化している。

（1）知的成果は制御不可能から制御可能へ

従来の理論はしばしば知的財産権を物権から区別する。物は占有・支配可能であるため、物権の占有理論が物権理論全体の基礎となる。しかし、知的成果を占有・支配する方法はない。長い間、権利者は法律に基づいた権利保護のほか、知的成果を制御するための、より良い方法を持っていなかった。ところが、AI技術の応用により、知的成果という無体物を権利者がコントロールし管理することができるという大きな変化が生まれた。権利者の同意を得ずにその成果を複製する可能性さえなくなった。技術的手段の導入により、利用者自身が複製できても、複製物を他者へ譲渡できないことまで確保できる。

（2）知的成果の価値は評価不可能から評価可能へ

AIは知的成果の価値評価にも応用されている。アルゴリズムモデルに基づいて、知的成果の経済的価値と、受けた損害まで算出できるようになると、この権利はもはや捉え難いものではなくなり、その占有・使用・収益・処分の方法も変わる。そうになると、一般人が従来のように知的成果を合理的使用の規定に従って利用することは難しくなる。そのため、知的財産権制度も新たな変革に直面している。

（3）多くの知的成果は利用不可能から利用可能へ

長い間、知的成果は主に生産活動にのみ応用され、それ以外の場合では棚上げされていた。くわえて、利用価値のある成果はほんの一部しかなく、使われない成果や古い成果は捨てるしかなかった。ところが、機械学習は、利用価値のない古い成果に新しい価値を付与した。古いデータ自体は生産活動に使われ

(11) 中国著作権法第54条第2項を参照。

ないかもしれないが、トレーニングデータとして利用することで、より良い作品を作るための準備となる。これにより、AIの時代には、知的成果において「あなたの中に私がいる」、「私の中にあなたがいる」という現象が普遍的になるだろう。

(4) 知的成果は生産活動の中で変化不可能から変化可能へ

長い間、知的成果は「千人一面（代わり映えがしない）」の特徴を示しており、文学や芸術の成果においても科学技術の成果においても、複製を通して広く利用され、複製された成果はほぼ同一サンプルに由来していた。AIの時代には創作の効率が大幅に向上し、知的成果も「千人一面」という「通性」から、「それぞれ違う」「個性」に転換する。この場合、作品の創作は特定の人物・出来事・時間によることになり、作品は特定のシーンにのみ適用され、そのシーンが消えると作品の命も終わることになる。

四. AIの主客体の変化に基づいた法律特徴の進化

1 「二元的権利」から「一元的権利」へ

知的財産権は財産的属性だけでなく、人格的属性も持っている。その代表的な権利として、著作権法の「署名権」、「改変権」、「公表権」、「同一性保持権」などの権利が挙げられる⁽¹²⁾。知的財産権とは、まさに財産権と人格権の両方からなる「二元的権利」である。

しかし、AIの時代には、このような「人格・財産」の二元的保護体系は深刻な問いに直面している。なぜなら、AIが発明創造に参加することによって、伝統的な著作権法でいう「精神」、「人格」の概念は大幅に弱体化されているからである。AIは発明と創作に参加する際に、ビッグデータと複雑な数学モデルを用いるため、最終的な演算結果（発明と創作の最終的な成果）は人間の脳の限界をはるかに超えるだけでなく、科学的な成果も「あなたの中に私がいる」「私の中にあなたがいる」という複雑な局面を形成し、一人一人の自然人の人格要素を抽出することが難しいであろう。

著作権法の「署名権」、「改変権」、「公表権」、「同一性保持権」の属性に関しても、まさにこのような変化が生じている。ロボットが署名した作品を例とし

(12) 喬麗春「“独立创作”作为“独创性”内涵的证伪（「独立创作」は「独创性」の内包であるという命題に対する批判）」知識産権2011年第7号35-38頁。

て議論するなら、署名は作品の出所を示すための標識のようなものであり、物権における「財産占有」のような役割を果たしている。そして、「署名者が作者」という推定原則に従って、作品に署名した AI も、AI 作品の作者とみなされる⁽¹³⁾。同様に、「改変権」、「公表権」、「同一性保持権」が対象とする法的利益は、ロボットの「人格的」利益ではなく、AI の創作成果形態を固定しておくことにある。すなわち、「それはこうであるべきであり、別の形であってはいけない」ということである。このような固定は、物権の「処分権」から合理的な根拠を見つけることができる。すなわち、財産権に基づく事実処分はその物の所有者が有しなければならず、このことは財産に対する自由な支配を示すものである。このように、AI の時代には、知的財産権法も伝統的な「財産・人格」という二元的法体系から、「財産」を中心とする一元的法体系へと移行しつつある。

2 知的財産権は「推定的」権利から「確定的」権利へ

物権と違って、知的財産権は今まで「推定的」な権利とみなされていた。権利者に知的財産権が付与されても、取り消されたり無効になったりする可能性があるということである。例えば『商標法』における商標の異議申立、商標の無効宣告、商標の取消しなどの制度⁽¹⁴⁾、及び『特許法』における特許の無効宣告、特許の取消しなどの制度⁽¹⁵⁾は、いずれもが知的財産権の推定的性質を示している。

知的財産権が推定的な権利であることは、データの孤立とアルゴリズムの立ち遅れに大きく起因している。すなわち、審査員は孤立した情報から「独創性」または「新規性」の当否判断を下すことが難しい。例えば、商標審査における「異議申立の手続」は、出願人以外の主体にも、異議を唱える権利を与えている。「異議申立の手続」の本質は、社会公衆の力を借りて審査官の主観的な判断の盲点や欠陥を補うことである⁽¹⁶⁾。しかし、これらの状況は AI の時代に大きく変化している。特許出願の審査を例にとると、AI は「新規性」と

(13) 楊延超『作品精神权利论（作品精神権利論）』（法律出版社，2007）17頁。

(14) 張玉敏「注册商标三年不使用撤销制度体系化解读（登録商標が3年間不使用の場合の取消し制度に関する体系的解説）」中国法学2015年第1号224-238頁。

(15) 張秀玲「试论专利权的撤销与无效宣告（特許権の取り消しと無効宣告に関する試論）」甘肅政法学院学報2000年第1号29-32頁。

「創造性」に対して人間より強力な理解力があることを示している。これにより、知的財産権が推定的な権利から相対的に「確定的」な権利へと変化していくという変化をさらに加速させている。よって、知的財産権も一層物権に似た権利になる。唯一の違いは、物権の確実性が対象物の実在に由来するのに対し、知的財産権の確実性はデータを処理するアルゴリズムのパワフルな能力に由来することである。

3 知的財産権の保護：法的保護から技術的保護へ

長い間、知的財産権の保護は主に法的保護に依存しており、具体的には以下四つのことが言える：第一に、知的財産権の保護対象範囲と権利の確認の基準について、対象範囲が大きく、基準が低くなるほど、その保護の強さが大きくなる。第二に、知的財産権の侵害認定の基準について、知的財産権の侵害認定の基準が低くなるほど、その保護の強さが高くなる。第三に、知的財産権の侵害の賠償額の計算方法について、それが権利者に有利であるほど、その保護の強さが大きくなる。第四に、知的財産権の刑事保護という手段の活用について、民事あるいは行政法からの保護と比較すると、刑事保護はより厳しい保護方法とみなされるため、刑事事件としての立件の基準が低いほど、その知的財産権保護の強さが大きくなる。すなわち、法的救済とは、上記の4つの面から知的財産権の保護レベルを強化し続けている。

一方、法的保護は、証拠収集、訴訟、司法裁判、判決の執行などのコストを含む権利行使のコストの上昇にもつながる。権利者はコストを考慮して最終的に権利行使を放棄する可能性がある⁽¹⁷⁾。しかし、AIの導入によって、知的財産権の保護のコストを全面的に削減することが可能になる。具体的には、AI技術によって、権利者は以下の四つの方法を用いて技術的保護を行う。第一に、AIを通じてオリジナル性認定を実現する。第二に、AI技術を通じて権利侵害の不可能性を実現する。例えば、作品発表前の権利侵害検査は権利侵害作品を発表前に除外することを可能にする。第三に、AIを通じて成果物の権利

(16) 馬麗萍「我国商标权注册取得模式存在的问题及其完善路径——基于商标使用视角的分析（我が国の商標権の登録取得という仕組みに抱える課題及びその改善方向——商標使用の視点に基づく分析）」時代法学2019年第6号49-56頁。

(17) 孫那「知識产权懲罰性賠償制度研究（知的財産権の懲罰的賠償制度に関する研究）」私法2016年第2号108-210頁。

付与を実現し、有料ユーザーだけが作品を使用できるようにすることを保障できる。第四に、AI技術を通じて証拠収集を実現する。例えば、AIやブロックチェーンなどの技術を利用して証拠収集を完成させることで、証拠収集のコストを大幅に削減できる。

技術保護が知的財産権の保護の主な手段になる場合、知的財産法の重心まで根本的に変わっていくだろう。すなわち、利益バランスから独占禁止へと転換するのである。

4 知的財産権の損害賠償：「自由裁量」から「モデル計算」へ

知的財産権と物権は権利侵害の賠償額の計算方法において根本的な違いがある。物権損害の場合、いわゆる「穴埋めの原則」、すなわち物の価値を権利侵害賠償の根拠とすることが原則である。しかし、知的財産権の価値は確定しにくいいため、損害賠償額の計算も難問となっている。そのため、知的財産権法において「法定賠償の原則」が創設された。すなわち、裁判官が法定の賠償額以下での自由裁量で賠償額を確定することが認められる。一方、大きな裁量権を持つことで、判定結果の科学性や公平性が問われることにもなった。

ところが、AIのアルゴリズムモデルは知的財産権の侵害賠償額の算出のために、斬新な解決策をもたらすことができる。AIは損害賠償額の計算において、以下の2要素を考慮に入れる。第一に、製品の生産や流通に関するデータ、侵害行為が行われた前後の変化に関するデータ、侵害行為の回数や程度、その影響の結果などを含むような、侵害行為に対する賠償額に影響を与えるすべてのデータである。第二、最も類似した判例の判決結果である。AIが算出した賠償額は最終的な判決ではない。裁判官は賠償額をさらに修正して、個別のケースを審判する際の「機械」の不足を補うことができる。但し、その場合、裁判官は修正の理由を説明する必要があり、「重大な修正」を行う場合にはさらに十分な理由が必要となる。この意味で、機械による計算は「自由裁量権」の濫用を効果的に防ぐことができる。

五. むすび

AIの実験に基づいて、我々はAI時代の知的財産権を想像してみよう。第一に、AIの作品に対して、ロボットが知的財産権について出願することができ、その代理人は財産権の行使を代行する。第二に、知的財産権は「確定的権利」

に向かいつつあるため、低質な特許と無効な出願が排除される。第三に、AIは知的財産権の保護において決定的な役割を果たし、知的財産権の保護に関わるコストを全面的に低減させると同時に、技術的な保護措置も知的財産権法において一層重要な地位を占めるようになる。第四に、利益バランスは独占禁止に道を譲り、公共の利益を確実に保障する。第五に、裁判官はアルゴリズムモデルに基づいて損害賠償額を計算することによって、判決結果を一層公平かつ科学的にするとともに、自由裁量権の濫用を効果的に防止する。

無論、これらはすべて弱い人工知能の時代を前提とした予想や想像に過ぎない。将来、強い人工知能（汎用型 AI）の時代もいずれは来るだろう。そのときの AI は、人間のような多次元の複雑なロジックと豊かな感情的価値判断を持つようになってもおかしくない。また、ヒューマンとマシンの境界は法律を超えて哲学的な課題にまで昇格され、知的財産権の概念と、適用される法律の原則も、書き換えられるかもしれない。そのような時代の到来はいつになるのか、今の我々では到底予想できないが、法理論の準備を怠ってはならない。知的財産権の概念の進化と発展に関する議論はまだ始まったばかりであろう。